

監 査 公 告

指定管理者監査結果の公表

地方自治法第199条第7項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和元年9月6日

米沢市監査委員 森 谷 和 博

米沢市監査委員 太 田 克 典

第1 指定管理者及び指定管理業務等

- 1 指定管理者 東北警備保障・吾妻スポーツ・米沢市体育協会共同企業体
- 2 指定管理業務 米沢市営陸上競技場等体育施設（米沢市営陸上競技場、松川公園陸上競技場サブグラウンド、最上川上流河川緑地野球場、最上川上流河川緑地サッカー場、御成山ジャンプ場、米沢市営田沢クロスカントリー競技場）及び米沢市営野球場等体育施設（米沢市営野球場、米沢市営西部野球場、米沢市営プール、米沢市営弓道場、米沢市営多目的屋内運動場、米沢総合公園多目的グラウンド、米沢市営人工芝サッカーフィールド、米沢総合公園サッカーフィールドアップコート）の指定管理業務に係る出納その他の事務
- 3 所管課 教育委員会教育管理部スポーツ課

第2 監査の対象

- 1 米沢市営陸上競技場等体育施設
平成30年度の当該指定管理業務に係る財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 米沢市営野球場等体育施設
平成30年度の当該指定管理業務に係る財務事務及び関連事務の執行状況

第3 監査の期間

令和元年6月17日から令和元年8月22日まで

第4 監査の方法

当該団体から、関係資料及び諸帳票のほか関係書類の提出を求めるとともに、監査対象団体の施設内において必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

第5 監査の講評

令和元年8月22日に監査委員室で行った。

第6 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認した結果、財務事務及び関連事務の執行状況はおおむね適正であると認められた。

ただし、事務の執行において軽微な誤りが見られたため、関係法令等の確認の徹底を指導した。